

答申第 10 号
平成 23 年 5 月 2 日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集制限の例外について（答申）

平成 23 年 4 月 25 日付け諮問第 4 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、収集制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

- (1) 県民ニーズに沿った県政の展開など、公益目的の実現のために実施される意識調査や学術調査において、対象者（調査の標本）を抽出（無作為抽出、層化抽出等）するにあたり、希望者を募るなど、本人からの直接収集の方法によると、客観的な調査を行うことができず、母集団情報として住民基本台帳等の名簿に含まれる個人情報の利用が必要である。
なお、調査対象に外国人も含める場合、外国人登録原票等の利用が不可欠であり、センシティブ情報である国籍にかかる情報についても収集の必要がある。
- (2) 実際に調査に協力するか否かは、県民の自由な意思によるものであり、調査の母集団となること、あるいは調査の標本となり調査票の送付を受けるというだけでは、県民の権利利益を不当に侵害するとまではいえない。

2 留意事項

- (1) 収集する個人情報は、氏名、住所、年齢、性別、日本国籍の有無など、対象者の選定や調査票の送付に必要な最小限度のものとする。
- (2) 調査のために収集した個人情報は、当該調査の目的外に使用せず、第三者に提供しないこと。
- (3) 収集した個人情報は、施錠ロッカー等で管理し、調査完了後、速やかに廃棄すること。
- (4) 調査実施前に調査要領の公表などの措置を講じ、対象者リストからの削除・訂正などに応じること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
H 2 3 . 4 . 2 5	・ 諮問書の受領
H 2 3 . 4 . 2 5	・ 諮問庁から意見書を受領
H 2 3 . 5 . 2 第 1 部会 (第 5 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
H 2 3 . 5 . 2	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 山 下 淳
委員 井 上 典 之
委員 江 口 秀 孝
委員 宮 内 俊 江
委員 山 添 令 子